

令和2年7月31日

## 輸入数量に基づく特別緊急関税対象物品の令和2年度における輸入数量等

関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）第7条の3第8項の規定に基づき、同法別表第1の6に掲げる物品について、令和2年度の初日から令和2年6月30日までの、これらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量並びに当該輸入数量から当該各項の経済連携協定原産品に係る輸入数量及び締約国産物品に係る輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量（協定対象外輸入数量）を下記のとおり公表する。

### 記

項	概要	上段：輸入基準数量	上段：輸入数量	差分
		下段：協定対象外輸入基準数量	下段：協定対象外輸入数量	
1	低脂肪乳	0トン	0トン	0トン
		0トン	0トン	0トン
2	飲用乳	105トン	28トン	77トン
		41トン	28トン	13トン
3	クリーム	34トン	11トン	23トン
		22トン	11トン	11トン
4	粉乳類	55,605トン	8,066トン	47,539トン
		53,962トン	8,063トン	45,899トン
5	無糖れん乳	1,887トン	267トン	1,620トン
		2,546トン	267トン	2,279トン
6	加糖れん乳	2,264トン	51トン	2,213トン
		1,851トン	32トン	1,819トン
7	ヨーグルト	17トン	4トン	13トン
		8.3トン	3.6トン	4.7トン
8	バターミルク	189トン	4トン	185トン
		8.7トン	3.9トン	4.8トン
9	ホエイ及び調製ホエイ	57,146トン	8,361トン	48,785トン
		38,714トン	7,233トン	31,481トン
10	その他の乳製品	12,824トン	1,296トン	11,528トン
		6,805トン	882トン	5,923トン
11	バター	20,312トン	4,706トン	15,606トン
		10,290トン	4,538トン	5,752トン
12	雑豆	82,310トン	22,891トン	59,419トン
		35,917トン	9,701トン	26,216トン
13	小麦及びその加工品・調製品	5,847,861トン	1,373,409トン	4,474,452トン
		3,811,451トン	1,293,658トン	2,517,793トン

14	大麦及びその加工品・調製品	1,266,332 トン	298,216 トン	968,116 トン
		299,910 トン	71,015 トン	228,895 トン
14の2	米及びその加工品・調製品	710,314 トン	96,789 トン	613,525 トン
		731,263 トン	96,789 トン	634,474 トン
15	コーンスターク	1,823 トン	1,051 トン	772 トン
		901 トン	1,051 トン	超過済
16	ばれいしょでん粉	13,511 トン	2,165 トン	11,346 トン
		2,922 トン	2,165 トン	757 トン
17	マニオカでん粉	166,511 トン	34,077 トン	132,434 トン
		164,385 トン	34,077 トン	130,308 トン
18	サゴでん粉	21,823 トン	3,916 トン	17,907 トン
		21,823 トン	3,916 トン	17,907 トン
19	その他のでん粉	1,846 トン	365 トン	1,481 トン
		1,025 トン	365 トン	660 トン
20	イヌリン	1,387 トン	148 トン	1,239 トン
		33 トン	8 トン	25 トン
21	落花生	38,113 トン	9,539 トン	28,574 トン
		24,025 トン	6,024 トン	18,001 トン
22	こんにゃく芋	309 トン	12 トン	297 トン
		295 トン	12 トン	283 トン
23	ミルク調製品	10,256 トン	1,171 トン	9,085 トン
		3,336 トン	57 トン	3,279 トン
24	でん粉調製品	173 トン	70 トン	103 トン
		170 トン	70 トン	100 トン
25	コーヒー又は茶の調製品(ミルク30%以上)	0 トン	0 トン	0 トン
		0 トン	0 トン	0 トン
26	その他の調製品(ミルク30%以上)	5,747 トン	523 トン	5,224 トン
		1,182 トン	451 トン	731 トン
27	調製食用脂	20,044 トン	2,052 トン	17,992 トン
		921 トン	129 トン	792 トン
28	繭	7.7 トン	0 トン	7.7 トン
		7.7 トン	0 トン	7.7 トン
29	生糸	437 トン	29 トン	408 トン
		433 トン	29 トン	404 トン

### 【備考】

- ・項番号は、関税暫定措置法別表第1の6の項番号。
- ・特別緊急関税の発動条件は、輸入数量が輸入基準数量を超え、かつ、協定対象外輸入数量が協定対象外輸入基準数量を超えること。